

令和 7 ～ 8 年度 河内長野市建設工事 競争入札参加資格審査申請書提出要領

- ・河内長野市及び河内長野市上下水道事業の建設工事の競争入札参加資格審査申請の受付を下記のとおり行います。
- ・有資格者名簿の有効期限は令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの 2 年間です。

河 内 長 野 市
河内長野市上下水道事業

1. 資格要件

- (1) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - 一 契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
- (2) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成 2 6 年河内長野市要綱第 4 7 号）第 3 条に規定する入札等排除措置要件に該当する者でないこと。
- (3) 営業について免許、許可又は登録を要するものにあつては、当該免許、許可又は登録を受けていること。
- (4) 令和 7 年 4 月 1 日現在において、引き続き 2 年以上その営業を行っていること。
- (5) 国税及び市町村税（東京都特別区については法人住民税を含む。）を滞納していないこと。それに加えて受任者を選定するときは、その者の所属する事業所の所在地の市町村税を滞納していないこと。
- (6) 建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の許可を受けていること。
- (7) 建設業法第 2 7 条の 2 3 に規定する「経営事項審査」を受けていること。
- (8) 社会保険等（雇用保険、健康保険、厚生年金保険）に加入していること。
ただし、法令により適用除外とされる事業者はこの限りではない。

2. 申 請

(1) 提出方法 **郵送（一般書留郵便、簡易書留郵便又はレターパックプラス（赤色））**

※持参不可

★当日消印有効

★宛名書きは、別紙用紙（「封筒貼付け用紙」）を使用してください。

(2) 受付期間 令和6年12月2日（月）から令和6年12月20日（金）まで

(3) 提出部数 1 部

(4) 問い合わせ先

大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所 総務部 契約検査課

電話 0721-53-1111 内線 467・451・469

(5) 提出書類（※は「**提出書類に関する注意事項等**」も参照ください。）

N o	提 出 書 類	説 明	備 考
1 ※	競争入札参加資格 審査申請書		指定用紙
2 ※	建設業許可証明（確認）書又は建設業許可 通知書	<u>建設業許可証明（確認）書又は建設業許可通知書</u>	写し可
3 ※	登記事項証明書等	法人：法人の登記事項証明書 個人：①代表者の身分証明書（成年被後見人等又は破産に関する証明書）（注1） ②代表者の登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明書）（注）2 ※①及び②の提出が必要です。	写し可
4 ※	納 税 証 明 書 【国税】	法人：その3の3 個人：その3の2	写し可
	完納証明書（未納がないことの証明書） 【市町村民税】 ※発行されない市町村等の場合のみ、直近1ヶ年分の納税証明書	法人：法人市町村民税 個人：市町村民税 <u>支店等（受任者）で申請をする場合は、本店・支店等の双方を提出。</u>	写し可

	河内長野市の完納証明書 【固定資産税・都市計画税】	河内長野市に固定資産税・都市計画税の納税義務のある法人及び個人に限る	写し可
5※	印鑑証明書	法人：印鑑証明書 個人：印鑑登録証明書	写し可
6	委任状	支店等の代表者に契約締結権限などで委任する場合のみ ※①建設工事、②建設コンサルタント業務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借のいずれかで原本を提出いただいている場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙
7	指名停止措置要件 非該当誓約書	新規登録業者・更新切れ業者（※）のみ提出 ※ 過去に登録していても、令和6年4月1日時点で登録のない場合は更新切れ業者となり、提出が必要となります。 ※①建設工事、②建設コンサルタント業務等、③物品購入・管理業務等・賃貸借のいずれかで原本を提出いただいている場合、本書は写しの提出が可能です。	指定用紙
8※	経営規模等評価結果 通知書及び総合評 定値通知書	最新の有効な通知書であること 審査基準日が令和5年5月1日以降のもの	写し可
9※	建設工事業者カード		指定用紙 ※A4横、短辺綴じで両面印刷すること
10	返信用封筒	長3 サイズ 12×23.5cm	貴社住所等を記載し、110円切手を貼付
11	受付票		指定用紙

(注1) 戸籍のある市町村に申請し取得する。

(注2) 東京法務局あるいは戸籍のある市町村を統括する法務局に申請し取得する。

○「口座振替支払依頼書」について **※競争入札参加資格審査申請での提出は不要です**

現在、口座登録済みで口座（債権者）情報に変更が無い方は提出不要ですが、変更を希望する方及び新規の登録業者で令和7年4月1日以降に契約が発生する方は、請求の際に「口座振替支払依頼書」の提出が必要です。「口座振替支払依頼書」の様式は市ホームページより取得してください。また、支払先口座は可能な限り当市指定金融機関である三菱UFJ銀行の口座を指定してください。

※提出書類に関する注意事項等

申請書類	注意事項	発行機関
No. 1 競争入札参加資格審査申請書	- 申請者は、本社・本店の代表者であること。 - 登記事項証明書上の本社・本店の所在地と申請上の本社・本店の所在地が異なる場合は二段書きで記入すること。 例) 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 (申請上) 東京都〇〇区〇〇 4-5-6 「希望工事の種別」は、第4希望まで希望順に記入すること。 - 本店・本社等で建設業法第3条の許可を受けていても、<u>「契約する支店・支社等」(受任者)で許可を受けていない工事の業種については、申請不可。</u>	—
No. 2 建設業許可証明(確認)書 又は建設業許可通知書	別表(「希望工事一覧表」)中の申請する「希望工事の種別」に対応した「建設工事の種類」について、許可行政庁等が発行する建設業許可証明書又は建設業許可確認書を提出すること。令和6年12月20日現在有効な<u>建設業許可通知書</u>で代用可。	許可行政庁等 大阪府の場合 咲洲庁舎 06-6210-9735
No. 3 登記事項証明書(法人)	【登記事項証明書】(法人の場合) - 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の提出。 2年以上の営業が要件の為「創業年月日」が<u>令和5年4月1日以前</u>であることの確認をすること。	所管の法務局

身分証明書（個人）	① 【身分証明書】 ・成年被後見人などに関する証明 禁治産・準禁治産宣告の通知、後見登記の通知、破産宣告・破産手続き開始決定の通知を受けていないことを証明するもの。 ② 【登記されていないことの証明書】 ・成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことを証明するもの。	→ 本人の本籍地である市町村等の役所 本籍地が<u>河内長野市</u>の場合は河内長野市役所 市民総合窓口（市民窓口課）で発行。 → 各地方方法務局の 本局
No. 4 納税証明書 【国税】	【国税】…法人税・所得税・消費税・地方消費税 法人 その3の3 個人 その3の2 <u>消費税、地方消費税については、納税義務がない場合でも納税証明書（法人…その3の3、個人…その3の2）が発行されますので、必ず提出すること。</u>	→ 所管の税務署 → 所管の税務署
完納証明書（未納が無いことの証明書） 【市町村民税】 ※発行されない市町村等の場合のみ、直近1ヶ年分の納税証明書	【法人市町村民税（東京都特別区においては法人住民税）・市町村民税】 法人 ・完納証明書を提出すること。 ・支店等で契約する場合は、本店・支店の双方の完納証明書を提出すること。 ・<u>東京都特別区</u>の場合は「法人住民税」、<u>町村</u>は「法人町村民税」、<u>市</u>は「法人市民税」で発行。 ・本店、支店が同じ市町村・特別区内にある場合は、本店での証明書を提出。 個人 ◇市内業者◇ ・完納証明書を提出すること。 ※市内業者とは、河内長野市内に事務所を有し、その事務所において本市との契約を締結する業者をいう。	→ 所在地の市町村等の役所 事業所が河内長野市に所在（市内業者）の場合は河内長野市役所市民総合窓口（市民窓口課）で発行。 → 河内長野市役所 市民総合窓口（市民窓口課）

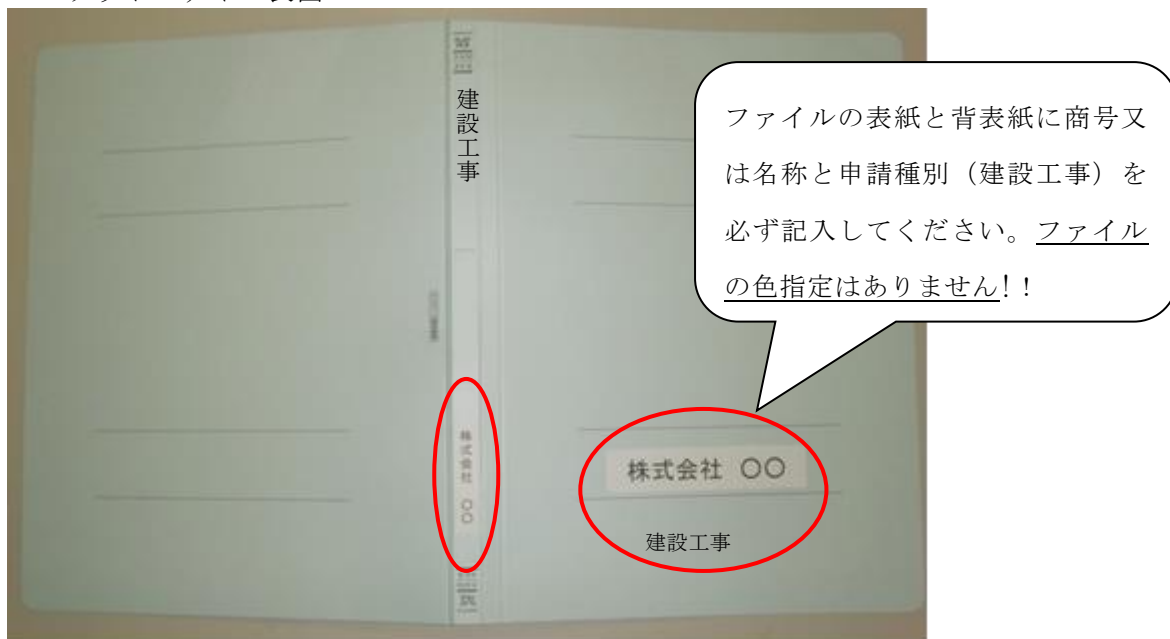
	◇市外業者◇ ・完納証明書を提出すること。 <u>市町村民税については、完納証明書(未納の額がないことの証明)を提出することとなりますが、完納証明書の発行できない市町村等については、直近1ケ年分の納税証明書を提出すること。</u>	→ 所在地の市町村等の役所
完納証明書 【固定資産税・都市計画税】	【固定資産税・都市計画税】 ◇河内長野市に納税義務のある法人及び個人◇ ・完納証明書を提出すること。	→ 河内長野市役所 市民総合窓口 (市民窓口課)
N o . 5 印鑑証明書	法人 印鑑証明書 個人 印鑑登録証明書	→ 所管の法務局 → 本人居住地の市町村等の役所
N o . 8 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書	・雇用保険、健康保険、厚生年金保険の加入の有無について、「その他審査項目(社会性等)」により確認します。 ・申請する業種については、総合評定値の通知を受けていることが必要。	許可行政庁
N o . 9 建設工事業者カード	・希望する工事（建設工事業者カードの表面記載事項）の種別を別表（「希望工事一覧表」）から選択し、希望順に種別と略号を記入してください。 例 希望工事の種別 建設工事の種類(略号を1つ記入) 第1 希望 土木工事 (土) 第2 希望 建築工事 (防) ・希望工事種別が、N o . 1 「競争入札参加資格審査申請書」の記入内容と一致しているか確認すること。 ・希望種別は有資格者名簿の有効期間内は変更できません。同様に、順位の変更もできません。 ・A 4 横短辺綴じ両面印刷してください。	—

(6) 書類作成

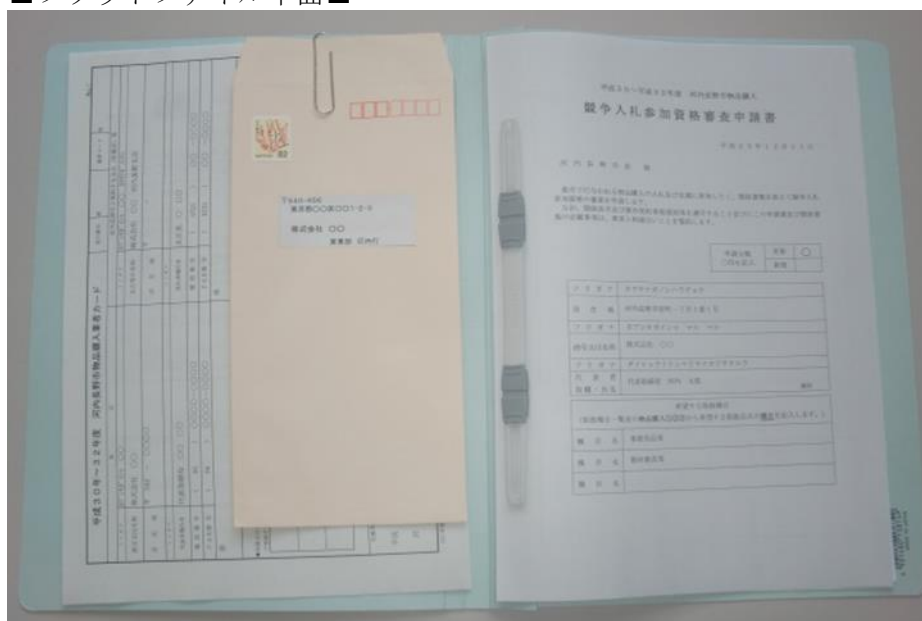
書類の綴じ方

- ・フラットファイルはA4（タテ）サイズ左綴じの紙製のもの。

■フラットファイル表面■



■フラットファイル中面■



左側 (5) 提出書類No. 9「建設工事業者カード」、No. 10「返信用封筒」、No. 11「受付票」を綴じずにクリップ留めにしてください。

右側 (5) 提出書類No. 1～No. 8には穴をあけ、番号順に綴じてください。

- ① 証明書類(提出書類No. 3～No. 5)は、令和6年9月1日以降に発行のものを提出してください。

- ② その他の提出書類は、令和 6 年 1 2 月 1 日を基準として作成してください。（ただし、決算に関する事項は基準日の直前に決算の確定した日とします。）

希望する工事種別は別表の「希望工事一覧表」のとおりとし、**希望工事の種別は第 4 希望まで選択することができます。**

**希望種別及び順位は、有資格者名簿の有効期間内は変更はできません
のでご注意ください!!**

3. その他の注意事項

- ① 提出書類に不備のあるものは、受付できませんので記載漏れ等にご注意ください。
- ② 受付期間経過後の受付はいたしません。
- ③ 受付後、資格審査申請書受領書を送付しますので、返信用封筒を同封してください。
- ④ 記載内容等に変更が生じたときは、変更届を速やかに提出してください。
- ⑤ 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成 1 3 年河内長野市要綱第 5 1 号）別表の規定に該当する場合、あるいは該当することとなった場合は、直ちに、報告してください。
- ⑥ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、最新の通知が届き次第速やかに提出してください。
- ⑦ 河内長野市建設工事等請負業者選定要綱（平成 1 9 年河内長野市要綱第 5 1 号）に基づく格付については、建設業法第 2 7 条の 2 3 に基づく経営事項審査の総合評定値（P 点）を基準に格付けを行います。格付対象業種は、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事、配給水管工事です。
- ⑧ 令和 3 年 4 月 1 日から配給水管工事の建設工事の種類を「土木一式工事」から「水道施設工事」へ変更しています。これに伴い次の取り扱いが変わっています。
・ 特定建設業許可 土木工事業 ⇒ 水道施設工事業
・ 配置技術者の資格要件 土木一式工事 ⇒ 水道施設工事
・ 経営事項審査の総合評定値 土木一式工事 ⇒ 水道施設工事
建設工事の競争入札参加資格審査申請において、希望工事の種別としての配給水管工事の名称及び必要な建設業許可等登録要件の変更はありません。
- ⑨ 申請において虚偽の記載事項があった場合又は申請後に不正若しくは不誠実な行為があった場合は、この資格を取り消すことがあります。

別 表

希 望 工 事 一 覧 表

NO	希望工事の種別	建設工事の種類(略号)	略号の説明
1	土木工事	(土)(と)	(土)土木一式工事
2	プレストレストコンクリート工事	(土)(と)	(建)建築一式工事
3	文化財発掘工事	(土)	(大)大工工事
4	建築工事	(土)	(左)左官工事
		(建)(大)(左)(石)	(と)とび、土工、コンクリート工事
		(屋)(タ)(防)(内)	(石)石工事
		(具)(消)(清)	(屋)屋根工事
5	交通安全施設工事	(塗)(と)	(電)電気工事
6	防球ネット設置工事	(と)	(管)管工事
7	電気設備工事	(電)	(タ)タイル、れんが、ブロック工事
8	冷暖房衛生設備等工事	(管)(熱)	(鋼)鋼構造物工事
9	管更生工事	(管)	(ほ)ほ装工事
10	鋼構造物工事	(鋼)	(しゅ)しゅんせつ工事
11	舗装工事	(ほ)	(塗)塗装工事
12	浚渫工事	(しゅ)	(防)防水工事
13	塗装工事	(塗)	(内)内装仕上工事
14	機械器具設置工事	(機)	(機)機械器具設置工事
15	通信設備工事	(通)	(熱)熱絶縁工事
16	造園工事	(園)	(通)電気通信工事
17	遊具等設置工事	(園)	(園)造園工事
18	さく井工事	(井)	(井)さく井工事
19	配給水管工事	(水)	(具)建具工事
20	水道施設工事	(水)	(水)水道施設工事
21	解体工事	(解)	(消)消防施設工事
			(清)清掃施設工事
			(解)解体工事

※19の配給水管工事については、(土)(管)(水)のすべての許可を有し、かつ、給水装置工事主任技術者の資格を有する者を雇用していること。

(令和5年度以前との変更点)

鋼構造物工事(鋼)と鋼橋上部工事(鋼)を合わせて、鋼構造物工事(鋼)に統一しました。

建築工事(建)とプレハブ建築工事(建)を合わせて、建築工事(建)に統一しました。

土木工事(と)と建築工事(と)を合わせて、土木工事(と)に統一しました。

各種証明書類（見本）

建設業許可証明（確認）書

※太枠内の事項を【原簿用】と同一の内容で記入してください。 【証明用】

許 可 確 認 証 明 願

1 所在地又は住所
2 商号又は名称
3 代表者の氏名
4 許可年月日、許可番号及び許可業種（下記の枠内に記入してください。）

平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 (特一)第 号	土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業 とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、 タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 (特一)第 号	鉄筋工事業、塗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、 ガラス工事業、強化工事業、防水工事業、内装仕上工事業、 熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 (特一)第 号	以下余白
平成 年 月 日 国土交通大臣 許可 (特一)第 号	

建設業法第3条の規定により上記のとおり許可されていることを 確 認 証 明 してください。
年 月 日

申請者の所在地又は住所
商号又は名称
代表者の氏名
知事様

印

建設第一 号

前記のとおりであることを 確 認 証 明 します。
年 月 日
知 事

建設業許可証明書

主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

上記の者は 下記のとおり 建設業法第3条第1項 に基づく許可を受けていることを証明する。

年 月 日 国土交通省 整備局
建設部 建設産業第一課長

年 月 日
国土交通大臣許可
(特一)第 号

土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
電気工事業
管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
塗装工事業
しゅんせつ工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業
内装仕上工事業
熱絶縁工事業
造園工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
解体工事業
以下余白

建設業許可通知書

整備局 第 号
年 月 日

整 備 局 長

一般建設業の許可について（通知）

年 月 日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 国土交通大臣 許可（特一）第 号
許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
建設業の種類 電気工事業 機械器具設置工事業
さく井工事業

（注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限： 年 月 日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）

登記事項証明書

履歴事項全部証明書			
会社法人等番号			
商号		平成 年 月 日変更	
		平成 年 7月 1日変更	
		平成 年 7月 1日登記	
本店		平成 年 4月 15日移転	
		平成 年 6月 16日移転	
		平成 年 6月 16日登記	
公告する方法	官報に掲載してする		
会社成立の年月日	昭和 年 月 日		
目的	1. 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業、電気通信工事業、造園工事業、さく井工事業、建具工事業、水道施設工事業、消防施設工事業、清掃施設工事業 2. 不動産の売買、賃貸及びその仲介並びに所有・管理に関する事業 3. 損害保険代理店業務及び生命保険募集業務に関する事業 4. 医療機関が実施する訪問診療に対する支援及びコンサルタント業務 5. 建設用資材の販売 6. 上記に附帯関連する一切の事業 平成 年 2月 25日変更 平成 年 2月 26日登記		
発行可能株式総数			
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数		
	発行済株式の総数	平成 年 5月 18日変更	
		平成 年 5月 18日登記	

整理番号 * 下線のあるものは注消事項であることを示す。 1/2

資本金の額		平成 年 5月 15日変更
		平成 年 5月 18日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。ただし、株主が譲渡によって取得する場合には株主総会が承認したもののみを要する。 平成 年 5月 8日変更 平成 年 5月 18日登記	
役員に関する事項		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
		平成 年 6月 21日辞任
		平成 年 6月 22日登記
		平成 年 3月 21日就任
		平成 年 3月 24日登記
登記記録に関する事項	平成元年法律第15号附則第3項の規定により 平成 年 4月 20日登記	

これは登記簿に記載されている閉鎖されている事項の全部であることを証明した書面である。

局長
登記官

整理番号 * 下線のあるものは注消事項であることを示す。 2/2

納税証明書

【国税】

納税証明書
(その3の3 「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

代表者氏名

1 法人税について未納の税額はありません。

2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下 余 白

機管(証明) 第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長
財務事務官

その3の3 (法人)

その3の2 (個人)

納税証明書
(その3の2 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)

住所(納税地)

氏名(名称)

1 申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。

2 消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以下 余 白

機管(証明) 第 号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

税務署長
財務事務官

【完納証明書(法人市町村民税(東京都特別区は法人都民税)) ※法人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。



第 - 号

納 税 (完 納) 証 明 書

住所(所在地)	
氏名(名称)	
法人市民税 について未納の税額はありませぬ。 (但し納期未到来の未納額を除く)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

市長



完納であること!!

法人市民税、法人町民税、法人村民税、法人都民税

【完納証明書(市町村民税) ※個人の場合】

※発行する市町村等により、証明書の体裁は異なります。

第 - 号

納 税 (完 納) 証 明 書

住所(所在地)	
氏名(名称)	
市府民税 について未納の税額はありませぬ。 (但し納期未到来の未納額を除く)	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

市府民税、市県民税…など

【完納証明書（固定資産税・都市計画税）※河内長野市に納税義務のある法人及び個人】

第 - 号	
納 税 (完 納) 証 明 書	
住所(所在地)	
氏名(名称)	
固定資産税 都市計画税	について未納の税額はありません。 (但し納期未到来の未納額を除く)
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
年 月 日	
市長	

固定資産税
都市計画税

印鑑証明書

【印鑑証明書 ※法人の場合】

印 鑑 証 明 書	
実 印	
会社法人等番号	
商 号	
本 店	
昭和 年 月 日生	
これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。	
年 月 日	
大阪法務局 登記官	
整理番号	

印鑑登録証明書			
印影 実印	氏名		
	生年月日	昭和 年 月 日	性別 男
	住所		
	備考		

この印影は、印鑑登録原票に登録されていることを証明します。

年 月 日

市長

この証明書には、「ズカシ」等の不正防止処理が施してあります。

経営規模等評価結果通知書

経営規模等評価の結果を通知します

令和 年 月 日

商 業 審 判 所

商 業 審 判 官

商 業 審 判 官 補

商 業 審 判 官 補 代 理 人

知事

項目	評価結果	備考
1. 労働者の数	100人以上	
2. 売上高	100億円以上	
3. 資本金	100億円以上	
4. 従業員数	100人以上	
5. 労働者の数	100人以上	
6. 労働者の数	100人以上	
7. 労働者の数	100人以上	
8. 労働者の数	100人以上	
9. 労働者の数	100人以上	
10. 労働者の数	100人以上	
11. 労働者の数	100人以上	
12. 労働者の数	100人以上	
13. 労働者の数	100人以上	
14. 労働者の数	100人以上	
15. 労働者の数	100人以上	
16. 労働者の数	100人以上	
17. 労働者の数	100人以上	
18. 労働者の数	100人以上	
19. 労働者の数	100人以上	
20. 労働者の数	100人以上	
21. 労働者の数	100人以上	
22. 労働者の数	100人以上	
23. 労働者の数	100人以上	
24. 労働者の数	100人以上	
25. 労働者の数	100人以上	
26. 労働者の数	100人以上	
27. 労働者の数	100人以上	
28. 労働者の数	100人以上	
29. 労働者の数	100人以上	
30. 労働者の数	100人以上	
31. 労働者の数	100人以上	
32. 労働者の数	100人以上	
33. 労働者の数	100人以上	
34. 労働者の数	100人以上	
35. 労働者の数	100人以上	
36. 労働者の数	100人以上	
37. 労働者の数	100人以上	
38. 労働者の数	100人以上	
39. 労働者の数	100人以上	
40. 労働者の数	100人以上	
41. 労働者の数	100人以上	
42. 労働者の数	100人以上	
43. 労働者の数	100人以上	
44. 労働者の数	100人以上	
45. 労働者の数	100人以上	
46. 労働者の数	100人以上	
47. 労働者の数	100人以上	
48. 労働者の数	100人以上	
49. 労働者の数	100人以上	
50. 労働者の数	100人以上	
51. 労働者の数	100人以上	
52. 労働者の数	100人以上	
53. 労働者の数	100人以上	
54. 労働者の数	100人以上	
55. 労働者の数	100人以上	
56. 労働者の数	100人以上	
57. 労働者の数	100人以上	
58. 労働者の数	100人以上	
59. 労働者の数	100人以上	
60. 労働者の数	100人以上	
61. 労働者の数	100人以上	
62. 労働者の数	100人以上	
63. 労働者の数	100人以上	
64. 労働者の数	100人以上	
65. 労働者の数	100人以上	
66. 労働者の数	100人以上	
67. 労働者の数	100人以上	
68. 労働者の数	100人以上	
69. 労働者の数	100人以上	
70. 労働者の数	100人以上	
71. 労働者の数	100人以上	
72. 労働者の数	100人以上	
73. 労働者の数	100人以上	
74. 労働者の数	100人以上	
75. 労働者の数	100人以上	
76. 労働者の数	100人以上	
77. 労働者の数	100人以上	
78. 労働者の数	100人以上	
79. 労働者の数	100人以上	
80. 労働者の数	100人以上	
81. 労働者の数	100人以上	
82. 労働者の数	100人以上	
83. 労働者の数	100人以上	
84. 労働者の数	100人以上	
85. 労働者の数	100人以上	
86. 労働者の数	100人以上	
87. 労働者の数	100人以上	
88. 労働者の数	100人以上	
89. 労働者の数	100人以上	
90. 労働者の数	100人以上	
91. 労働者の数	100人以上	
92. 労働者の数	100人以上	
93. 労働者の数	100人以上	
94. 労働者の数	100人以上	
95. 労働者の数	100人以上	
96. 労働者の数	100人以上	
97. 労働者の数	100人以上	
98. 労働者の数	100人以上	
99. 労働者の数	100人以上	
100. 労働者の数	100人以上	

すべての保険料が「有」又は「無」の場合は、受付できます。

その他の審査項目（社会性等）

雇用保険加入の有無

健康保険加入の有無

厚生年金保険加入の有無

建設業退職金共済制度加入の有無

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無

法定外労働災害補償制度加入の有無

労働福祉の状況

労働年数

登記されていないことの証明書

証明書の見本

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

〔6〕登記されていないことの証明書

（「証明を受ける方」欄に手書きで記載した場合）

登記されていないことの証明書

①氏 名	甲 野 太 郎	
②生年月日	明治 大正 昭和 平成 令和 ☐ ☐ ☒ ☐ ☐	
③住 所	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番 九 段 南 1 丁 目 1 番 10 号	
④本 籍 ☐ 国籍	都道府県名	市区郡町村名
	東 京 都	千 代 田 区
	丁目大字地番（外国人は国籍を記載） 九 段 南 1 丁 目 1 番 地	

※印の欄は注釈・説明です。実際の証明書にはありません。

※ 証明事項（証明範囲）は、その用途（提出先等）によって異なります。一般的には、
「成年被後見人、被保佐人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」
「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がないこと」
のいずれかについて、証明します。

上記の者について、後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人とする記録がないことを証明する。

年 月 日

東京法務局 登記官

法 務 太 郎

印

〔証明書番号〕 2017-0100F-00006